

大分県防災行政無線運営協議会会則

(目 的)

第1条 この会は大分県防災行政無線地方支局及び地方支所局(以下「無線施設等」という。)の効率的な保全及び電波管理の万全を期することを目的とする。

(名 称)

第2条 この会は、大分県防災行政無線運営協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(構 成)

第3条 この協議会は、別表に掲げる機関(以下「構成員」という。)をもって構成する。

(業 務)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 構成員相互の連絡調整に関すること
- (2) 企業局・市町村・消防本部・日赤・NHKに設置された無線施設等の定期保守及び障害修理の計画・実施に関すること
- (3) 無線施設等の運用に必要な研修及び調査に関すること
- (4) その他必要な事項

(役 員)

第5条 この協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 監 事 2名

2 会長は、大分県生活環境部防災局危機管理室長をもって充てる。

3 監事は、構成員の中から総会において選任する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表して会務を統轄する
- (2) 監事は、協議会の会計について監査し、その結果を総会に報告する

(監事の任期)

第7条 監事の任期は、2年とする。ただし、後任者が就任するまでの間、引き続き在任するものとする。

2 監事は、再任することができる。

(会 議)

第8条 この協議会の会議は、通常総会及び臨時総会とする。

2 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 会長が不在の場合は、会長が指名する者が議長を代行する。

4 会議は、構成員の半数以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 総会への出席は、委任による出席を認めるものとする。

(総 会)

第9条 通常総会は、毎年1回開催するものとする。ただし会長が特に必要と認めるときは臨時に開くことができる。

2 総会は次の事項を議決するものとする。

- (1) 会則の改廃に関すること

- (2) 事業計画に関すること
- (3) 分担金に関すること
- (4) 予算及び決算に関すること
- (5) その他会長が必要と認める事項

(専決処分)

第10条 会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、協議会が処理すべき事項を会長において専決処分することができる。

2 専決処分をしたときは、次の総会に報告するものとする。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、事務局を大分県生活環境部防災局危機管理室に置く。

2 事務局に事務局長、及び書記を置き会長が任命する。

3 事務局長は、局務を総括し、書記は協議会の運営に必要な事務処理を行なう。

(会計)

第12条 協議会の運営に要する経費は、第3条に定める構成機関の拠出する分担金及び助成金その他の収入をもってあてる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 会計処理に必要な事項は、別途定める。

(その他)

第13条 この規定に定めのない事項については、委員会に諮り、会長が決定する。

(附 則)

- 1 この会則は平成15年4月 9日から施行する。
- 2 この会則は平成17年4月13日から施行する。
- 3 この会則は平成18年4月20日から施行する。
- 4 この会則は平成19年4月26日から施行する。
- 5 この会則は平成25年4月11日から施行する。
- 6 この会則は平成29年4月20日から施行する。
- 7 この会則は平成30年4月 1日から施行する。
- 8 この会則は令和 2年6月 1日から施行する。

別 表

項	機 関 名	所 在 地
県	大分県	大分市大手町3丁目1番1号
	大分県企業局	大分市大手町3丁目1番1号
市 町 村	大分市	大分市荷揚町2番31号
	別府市	別府市上野口町1番15号
	中津市	中津市豊田町14番地3
	日田市	日田市田島2丁目6番1号
	佐伯市	佐伯市中村南町1番1号
	臼杵市	臼杵市大字臼杵72番1
	津久見市	津久見市宮本町20番15号
	竹田市	竹田市大字会々1650番地
	豊後高田市	豊後高田市是永町39番地3
	杵築市	杵築市大字杵築377番地1
	宇佐市	宇佐市大字上田1030番地1
	豊後大野市	豊後大野市三重町市場1200番地
	由布市	由布市庄内町柿原302番地
	国東市	国東市国東町鶴川149番地
	姫島村	東国東郡姫島村1630番地1
	日出町	速見郡日出町2974番地の1
	九重町	玖珠郡九重町大字後野上8番地1
	玖珠町	玖珠郡玖珠町大字帆足268番地5
	消 防 本 部	大分市消防局
別府市消防本部		別府市上野口町19番27号
中津市消防本部		中津市大字上宮永364
佐伯市消防本部		佐伯市鶴岡西町1丁目223番地
臼杵市消防本部		臼杵市大字前田1851番4
津久見市消防本部		津久見市大字上青江3617番地1
竹田市消防本部		竹田市大字会々2742番地1
豊後高田市消防本部		豊後高田市御玉147番地
宇佐市消防本部		宇佐市大字石田176番地
豊後大野市消防本部		豊後大野市三重町内田2827番地1
由布市消防本部		由布市挾間町挾間278番地
国東市消防本部		国東市国東町北江3162番地1
日田玖珠広域消防組合消防本部		日田市大字渡里111番地1
杵築速見消防組合消防本部	杵築市大字中1412番地	
指定公共 機 関	日赤大分県支部	大分市千代町2丁目3番31
	NHK大分放送局	大分市高砂町2-36